

## 【地方公共団体の財政の健全化に関する法律とは？】

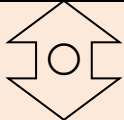
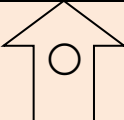
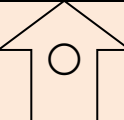
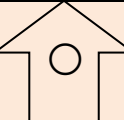
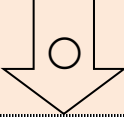
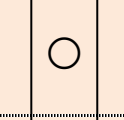
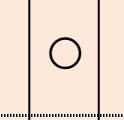
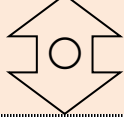
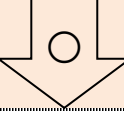
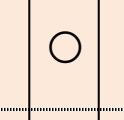
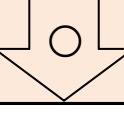
地方公共団体の財政再建制度については、地方財政再建促進特別措置法により赤字団体を、地方公営企業法により赤字企業を、それぞれの法により財政を再建する制度が設けられていました。しかしながら、一部の自治体の著しい財政悪化が明らかになったように、これまでの制度では事態が悪化するまで状況が明らかにならないという問題を抱えていました。

こういった問題を解決するために『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』（以下「健全化法」という。）が、平成19年に部分施行され、平成21年4月に全面施行されました。

健全化法による財政再建制度は、財政悪化が早期に把握でき財政再建にも早く着手できるだけでなく、これまでの制度が、一般会計を中心とした単年度の現金収支の指標のみであったのに対し、公営企業だけでなく、一部事務組合、地方公社や第3セクターなども対象範囲に含め、実質的な負債を明らかにし、地方公共団体の財政の全体像を明らかにするものです。

## 【健全化判断比率の対象】

健全化法では、『実質赤字比率』『連結実質赤字比率』『実質公債費比率』『将来負担比率』『資金不足比率』の5つの指標が使用されていますが、それぞれの健全化判断比率の対象となる会計は以下のとおりです。

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
吉野町	一般会計					×
	特別会計 (水道事業、下水道事業、農業集落排水事業)	×				
一部事務組合 (吉野広域行政組合・南和広域医療企業団等)		×	×			×
地方公社・第3セクター (土地開発公社)		×	×	×		×

**【健全化法における健全化4指標について（総括）】** ※詳細については次ページ以降をご覧ください。

○ 実質赤字比率 ー%

一般会計の決算が黒字のため、実質赤字比率はありません。

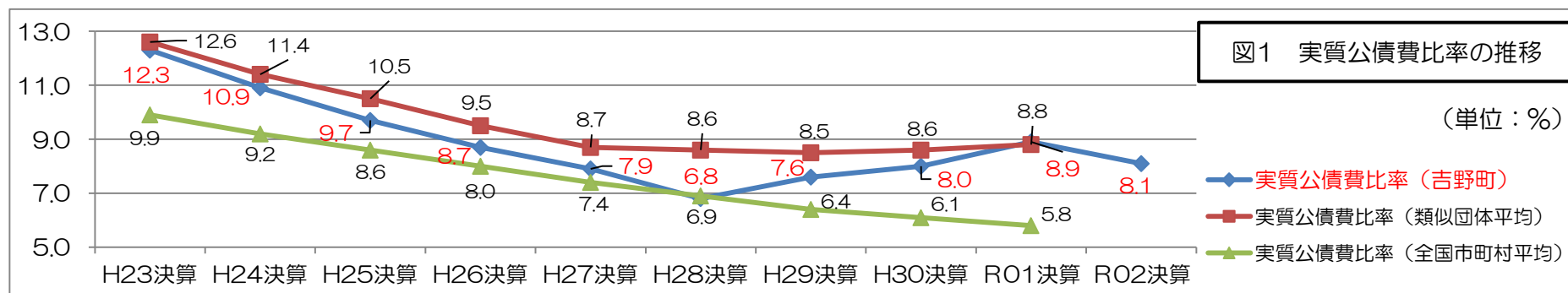
○ 連結実質赤字比率 ー%

一般会計及び特別会計において赤字、資金不足が発生していないため、連結実質赤字はありません。

○ 実質公債費比率 8.9% ⇒ **8.1%** **0.8%減少**（改善）

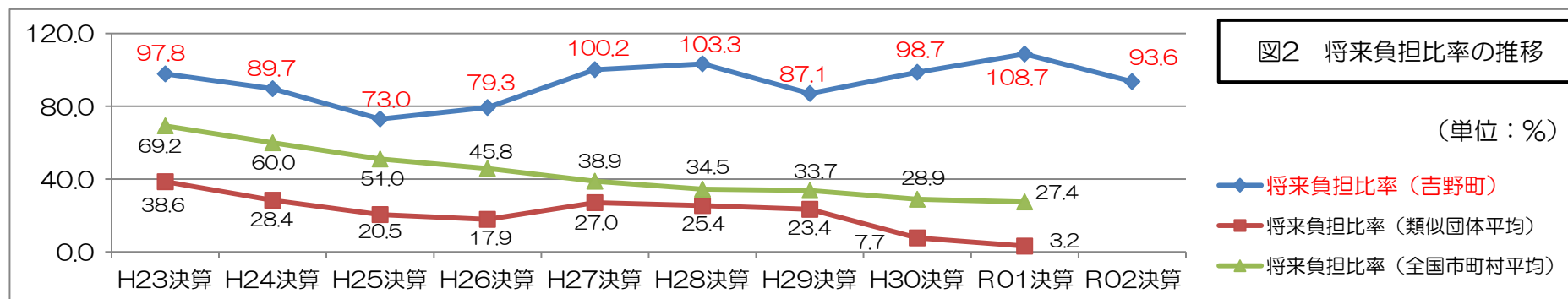
公営企業会計が負担する地方債返済に対する一般会計の負担額の減少により、単年度の実質公債費比率はR02決算における数値に比べ改善しました。実質公債費比率は過去3ヶ年の平均値で求められるため、昨年度に比べ0.8%減少し、8.1%となりました。

単年度数値 【(H30 8.06452) (R01 8.75058) (R02 7.53081)】 【】 本年算定範囲



○ 将来負担比率 **108.7%** ⇒ **93.6%** **15.1%減少**（改善）

退職者の増加による退職手当負担見込額や南和広域医療企業団など組合等への負担見込額が減少したこと、普通交付税が増加したことなどにより15.1%改善し、将来負担比率は93.6%になりました。昨年度に比べ、将来の財政を圧迫する可能性が改善されたことを示しています。



## 【実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率】

実質赤字比率・連結実質赤字比率・資金不足比率の算定は、それぞれ下の算定式により算出されます。

実質赤字比率は一般会計の赤字の大きさを、連結実質赤字比率は一般会計の赤字の大きさに上下水道の赤字の大きさを加えたものを、それぞれその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。また資金不足比率は、上下水道事業などの公営企業の資金不足の大きさを料金収入の規模と比較して指標化したものです。

下の「会計別実質収支及び資金不足・剰余額」の表のとおり、平成19年度以降一部の会計において赤字となっていますが、一般会計・上下水道事業などの公営企業では、赤字や資金不足が発生していません。また表中の全会計の合計も赤字となっていないため、これら3つの指標については一度も数値としては表れていません。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計及び特別会計の実質赤字額又は資金不足額の合計額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【会計別実質収支及び資金不足・剰余額】

(単位：千円)

	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	R01決算	R02決算
一般会計	379,417	215,170	271,638	385,648	394,387	396,533	284,950	289,629	311,871
住宅新築資金等貸付事業特別会計									
国民健康保険特別会計	75,739	40,449	15,255	19,730	▲ 3,060	4,601	30,534	74,039	85,693
介護保険特別会計	20,860	1,274	7,988	20,680	24,266	13,778	21,890	37,743	26,205
保険事業勘定 (A)	20,860	1,274	7,988	20,680	24,266	13,778	21,890	37,743	26,205
サービス事業勘定 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後期高齢者医療特別会計	124	248	168	487	294	316	401	528	528
老人保健特別会計									
病院事業清算特別会計					0				
水道事業特別会計	224,756	240,838	194,034	215,733	256,544	341,768	316,137	315,932	246,445
病院事業特別会計	219,838	245,410	56,932	143,073					
簡易水道事業特別会計	53,857	47,753	32,265	38,435	53,446				
下水道事業特別会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業集落排水事業特別会計	6,786	7,885	5,016	6,993	8,353	9,146	9,825	8,198	3,655

## 【実質公債費比率】（早期健全化基準 25.0%、財政再生基準 35.0%）

実質公債費比率の算定は次の式で算出されます。

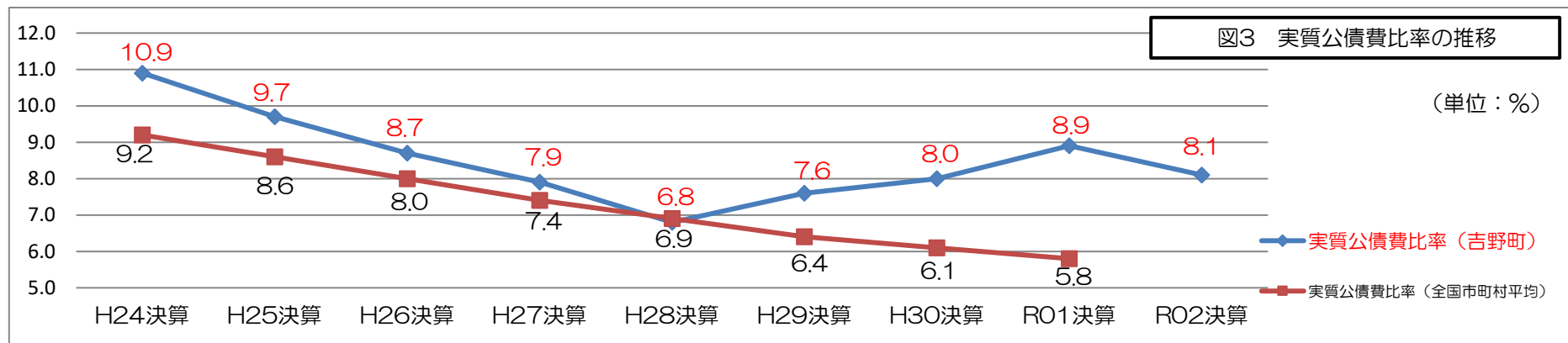
実質公債費比率は、一般会計の地方債返済額に特別会計・一部事務組合の地方債の返済のために操出金・負担金等で一般会計が負担した額を加え、地方債返済に要する費用全体を把握し、地方債返済に対する負担の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。この指標が大きくなるほど、地方債の返済に多くの財源を必要とすることを意味します。

当町の実質公債費比率の推移は、分母の標準財政規模が減少傾向にあるものの、一般会計、特別会計、一部事務組合それぞれの地方債返済額が減少していることもあり、平成19年度以降順調に指標は改善しています。しかし、平成24年度以降、五條市新し尿処理施設建設、吉野山地区簡易水道統合整備、南和広域医療企業団新病院建設、吉野町小中一貫校新校舎建設などの財源として多額の地方債を借入たことにより地方債返済額が増加及び標準財政規模の縮小等により平成29年度からは上昇傾向となりました。令和2年度は普通交付税が増加したこと、普通交付税で措置される公債費が増加したことにより改善しています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} [\ast 1]) - (\text{特定財源} + \text{地方債返済に対して普通交付税で措置された額}) [\ast 2]}{\text{標準財政規模} - \text{地方債返済に対して普通交付税で措置された額}}$$

※1 地方債の元利償還金とは、一般会計が返済した地方債の元金及び利子の額のこと、準元利償還金とは、一般会計が特別会計に対する繰出金、一部事務組合への負担金・補助金として支出した額のうち、各会計、一部事務組合で地方債の返済に充てたと認められる額のことを言います。

※2 過去に借入れた地方債の返済に対して、地方債の種類ごとに定められた割合に応じて普通交付税が毎年交付されています。算定式中の地方債返済に対して普通交付税で措置された額とは、一般会計・特別会計・一部事務組合の地方債の返済に対して、その年に普通交付税が交付された額のことです。



	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	R01決算	R02決算
実質公債費比率 (吉野町)	10.9	9.7	8.7	7.9	6.8	7.6	8.0	8.9	8.1
実質公債費比率 (全国市町村平均)	9.2	8.6	8.0	7.4	6.9	6.4	6.1	5.8	5.8
公債費	919,369	937,603	885,861	840,825	745,289	872,710	834,135	892,286	892,550
元利償還金の額	606,075	628,495	591,915	558,885	519,431	563,587	584,384	605,455	614,505
公営企業分	258,882	257,697	240,267	230,512	174,208	216,260	168,861	202,965	183,647
一部事務組合分	54,412	51,411	53,679	51,428	51,650	92,863	80,890	83,866	94,398
公債費充当特定財源	672,975	687,861	687,732	649,274	581,685	612,486	623,660	661,177	680,710
特定財源+一時借入金利子	5,354	5,148	6,690	0	1,795	7,545	12,535	16,545	22,739
普通交付税に算入された額	667,621	682,713	681,042	649,274	579,890	604,941	611,125	644,632	657,971
標準財政規模	3,330,948	3,332,794	3,278,876	3,408,592	3,269,405	3,210,375	3,221,015	3,285,703	3,470,949

## 【将来負担比率】（早期健全化基準 350% 財政再生基準 - ）

将来負担比率の算定は次の式により算出されます。

将来負担比率は、一般会計の地方債残高や、特別会計・一部事務組合の地方債残高に対して一般会計が負担する見込みの額、さらには地方公社や第3セクターの債務保証額、退職手当の負担見込み額を対象にし、把握した将来負担する見込みの総額を、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。この数値が大きくなるほど長期にわたり財政的に苦しい状況が続くことを意味します。

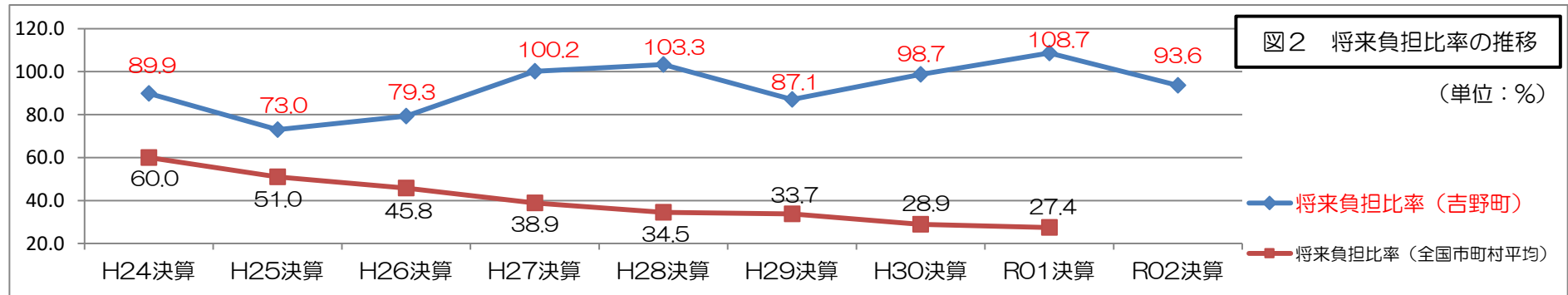
当町の将来負担比率は標準財政規模は縮小傾向にあるものの、一般会計・特別会計・一部事務組合の地方債残高の減少、充当可能基金残高の増加などにより、平成25年度までは改善してきましたが、その後、地方債残高の増加などにより、平成28年度にかけて上昇する結果となりました。平成29年度に改善しましたが、平成30年度から再び比率が増加傾向に転じました。令和2年度は退職手当負担見込額が減少したことや普通交付税の増加したことなどにより改善しています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額}[\ast 1] + \text{特定財源見込み額}[\ast 2] + \text{地方債現在高に対して将来普通交付税で措置される見込額}[\ast 3])}{\text{標準財政規模} - \text{地方債返済に対して普通交付税で措置された額}}$$

※1) 充当可能基金額とは、財政調整基金、減債基金など将来負担額に充てることができる基金の残高のことです。

※2) 特定財源見込み額とは、住宅使用料など将来負担額に充てることができる特定財源のことです。

※3) 地方債現在高に対して将来普通交付税で措置される見込み額とは、現在、一般会計・特別会計・一部事務組合が発行した地方債の残高に対し、将来普通交付税が交付される見込み額のことです。



(単位：千円・%)

	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	R01決算	R02決算
将来負担比率 (吉野町)	89.9	73.0	79.3	100.2	103.3	87.1	98.7	108.7	93.6
将来負担比率 (全国市町村平均)	60.0	51.0	45.8	38.9	34.5	33.7	28.9	27.4	-
将来負担額	10,285,811	9,851,252	9,838,879	10,763,687	10,882,278	10,055,816	10,153,727	10,100,168	10,017,879
地方債現在高	4,965,541	4,924,199	5,000,432	5,438,176	5,612,988	5,636,301	5,807,499	5,807,942	6,065,016
公営企業債等繰入見込額	3,711,887	3,516,199	3,365,125	3,525,539	2,981,817	2,115,139	2,105,494	2,282,204	2,133,434
組合負担等見込額	337,965	260,842	300,907	594,353	920,205	890,688	899,101	717,147	623,820
退職手当負担見込額	1,270,418	1,150,012	1,172,415	1,205,619	1,367,268	1,413,688	1,341,633	1,292,875	1,195,609
充当可能財源	7,891,210	7,916,363	7,778,048	7,998,249	8,103,222	7,785,938	7,577,363	7,227,144	7,387,482
充当可能基金額	1,414,672	1,571,915	1,448,989	1,535,644	1,648,383	1,534,264	1,378,665	1,048,218	1,008,005
特定財源見込額	194	0	87,300	87,300	87,300	87,300	87,300	87,300	87,300
普通交付税措置見込額	6,476,344	6,344,448	6,241,759	6,375,305	6,367,539	6,164,374	6,111,398	6,091,626	6,292,177
標準財政規模	3,330,948	3,332,794	3,278,876	3,408,592	3,269,405	3,210,375	3,221,015	3,285,703	3,470,949